舞鶴市公用車運行管理規程（抜粋）平成7年3月28日　訓令甲第1号

資料　1

（公用車の配属）

第3条　－　略　－

2　財務部資産マネジメント推進課の長（以下「**資産マネジメント推進課長**」という。）は、**公用車台帳を備える**ものとし、その記載事項に変更があったときは、その都度補正するものとする。

舞鶴市公用車運行管理規程（抜粋）平成7年3月28日　訓令甲第1号

資料　２

（安全運転管理者等）

第4条　道路交通法の規定に基づき
安全運転管理者、副安全運転管理者を置く。

2　**安全運転管理者**は、
資産マネジメント推進課長をもって充てる。

3　**副安全運転管理者**は、**職員のうちから市長が任命**する。

4　**安全運転管理者は**、・・・**職員の指導監督**
その他の**公用車の安全な運行に必要な業務**を行う・・・

舞鶴市公用車運行管理規程（抜粋）平成7年3月28日　訓令甲第1号

資料　3

（整備管理者）

第5条　車両法の規定に基づき、**整備管理者を置く**。

2　**整備管理者は、職員のうちから市長が任命**する。

3　整備管理者は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1)　**運行前点検の指導**、定期検査の実施方法の策定及び実施に関すること。

―　以下略　―

舞鶴市公用車運行管理規程（抜粋）平成7年3月28日　訓令甲第1号

資料　4

（車両管理者）

第6条　公用車の**配属を受けた課に車両管理者を置き**、**当該課の長**をもってこれに充てる。

－　以下略　－

（車両取扱責任者）

第7条　**車両管理者は**、その職務を補佐させるため**車両取扱責任者を定め**、資産マネジメント推進課長に報告するものとする。

舞鶴市公用車運行管理規程（抜粋）平成7年3月28日　訓令甲第1号

資料　5

（運転者台帳等）

第10条　**資産マネジメント推進課長** は、**運転者台帳（様式第1号）を作成** し、**整理保管する** ものとする。

2　運転者は、運転者台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに資産マネジメント推進課長に届け出なければならない。

舞鶴市公用車運行管理規程（抜粋）平成7年3月28日　訓令甲第1号

資料　6

（公用車の運行等）

第13条　**公用車を運行するとき**は、**あらかじめ**資産マネジメント推進課長又は・・・運転者の属する課の長の**承認を得る**とともに、**運行終了後**は**運行報告**を行わなければならない。

2　**前項の承認及び運行報告**は、**公用車管理システムに入力**する方法により行うものとする。ただし、資産マネジメント推進課長又は当該公用車を運行しようとする運転者の属する課の長が**事務処理の効率化等の観点から合理的であると認めるときは、公用車運行申請書兼運行報告書（様式第2号）により行う**ものとする。

舞鶴市公用車運行管理規程（抜粋）平成7年3月28日　訓令甲第1号

資料　7

（走行状況報告書）

第17条　**車両管理者は**、公用車の走行距離、燃料等を記載した**公用車走行状況報告書（様式第3号）**を毎月5日までに**資産マネジメント推進課長に提出**しなければならない。

（事故の報告等）

第18条　**運転者は**、公用車に係る**事故が発生したとき**は、適切な処理をするとともに、**直ちにその属する課の長に報告し、その指示を受けなければならない。**

2　前項の場合において、**運転者の属する課の長は直ちに**資産マネジメント推進課長及び車両管理者に**報告**するとともに、**速やかに事故報告書（様式第4号）を提出**しなければならない。

舞鶴市公用車運行管理規程（抜粋）平成7年3月28日　訓令甲第1号

資料　8

（運転者の遵守事項）

第11条　**運転者は**、次に掲げる**事項を遵守**しなければならない。

(1)　ー　略　ー

(2)　**1日の運行の開始前**に**自動車点検基準**（昭和26年運輸省令第70号）別表第1の規定に**掲げる事項につき点検を行い**、**その結果を記録**するとともに、異常を発見したときは、整備管理者及び車両管理者に報告し、その指示を受けること。

ー　以下略　ー

舞鶴市公用車運行管理規程（抜粋）平成7年3月28日　訓令甲第1号

資料　9

（公用車の運行等）

第13条　**公用車を運行するとき**は、**あらかじめ**資産マネジメント推進課長又は・・・運転者の属する課の長の**承認を得る**とともに、**運行終了後**は**運行報告**を行わなければならない。

2　**前項の承認及び運行報告**は、**公用車管理システムに入力**する方法により行うものとする。ただし、資産マネジメント推進課長又は当該公用車を運行しようとする運転者の属する課の長が**事務処理の効率化等の観点から合理的であると認めるときは、公用車運行申請書兼運行報告書（様式第2号）により行う**ものとする。

資料　10

一方通行規制　ロータリー

資料　11

一方通行規制　西側

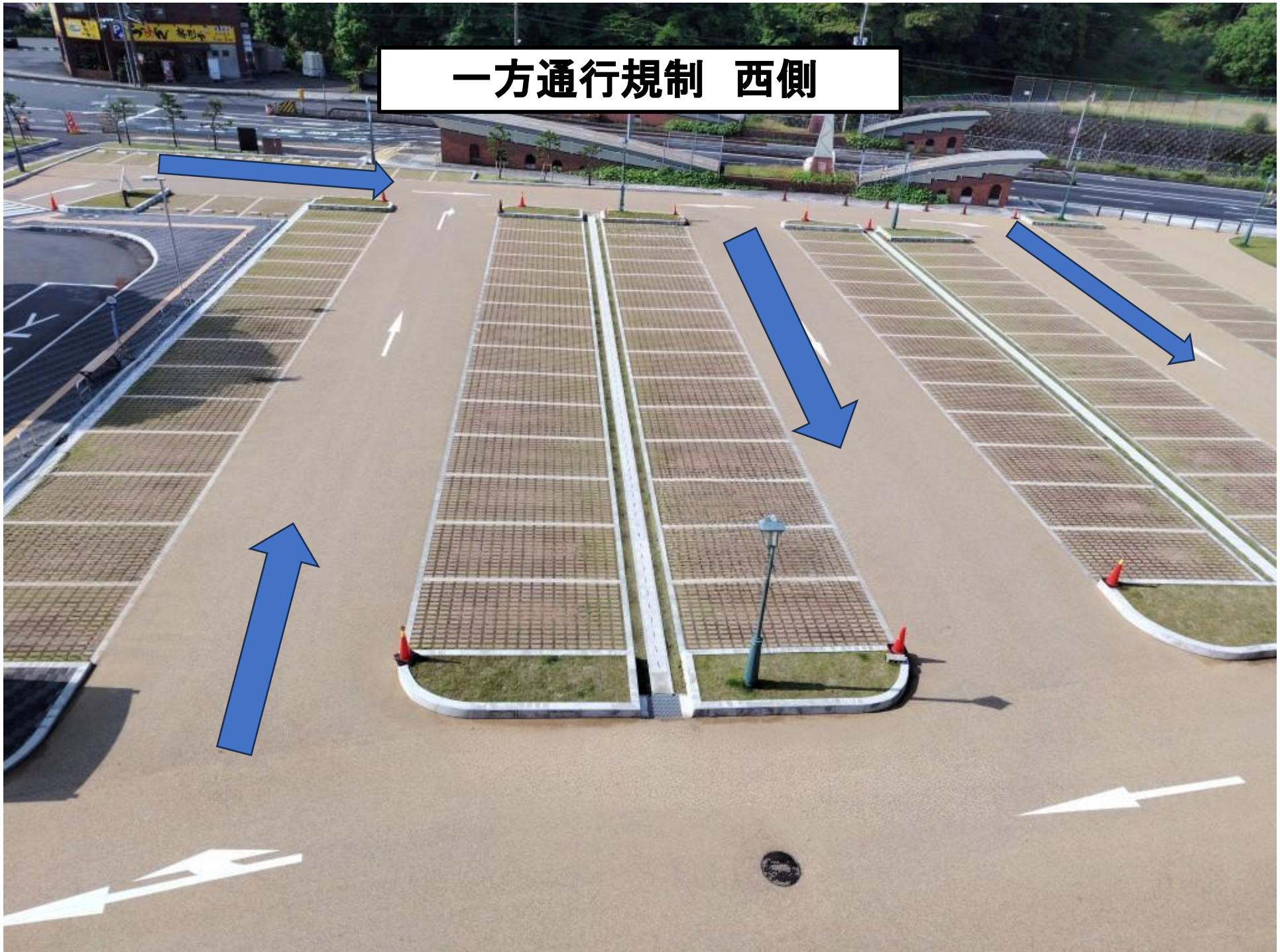

資料　12

一方通行規制　ロータリー　２

資料　13

一方通行規制　西側　２

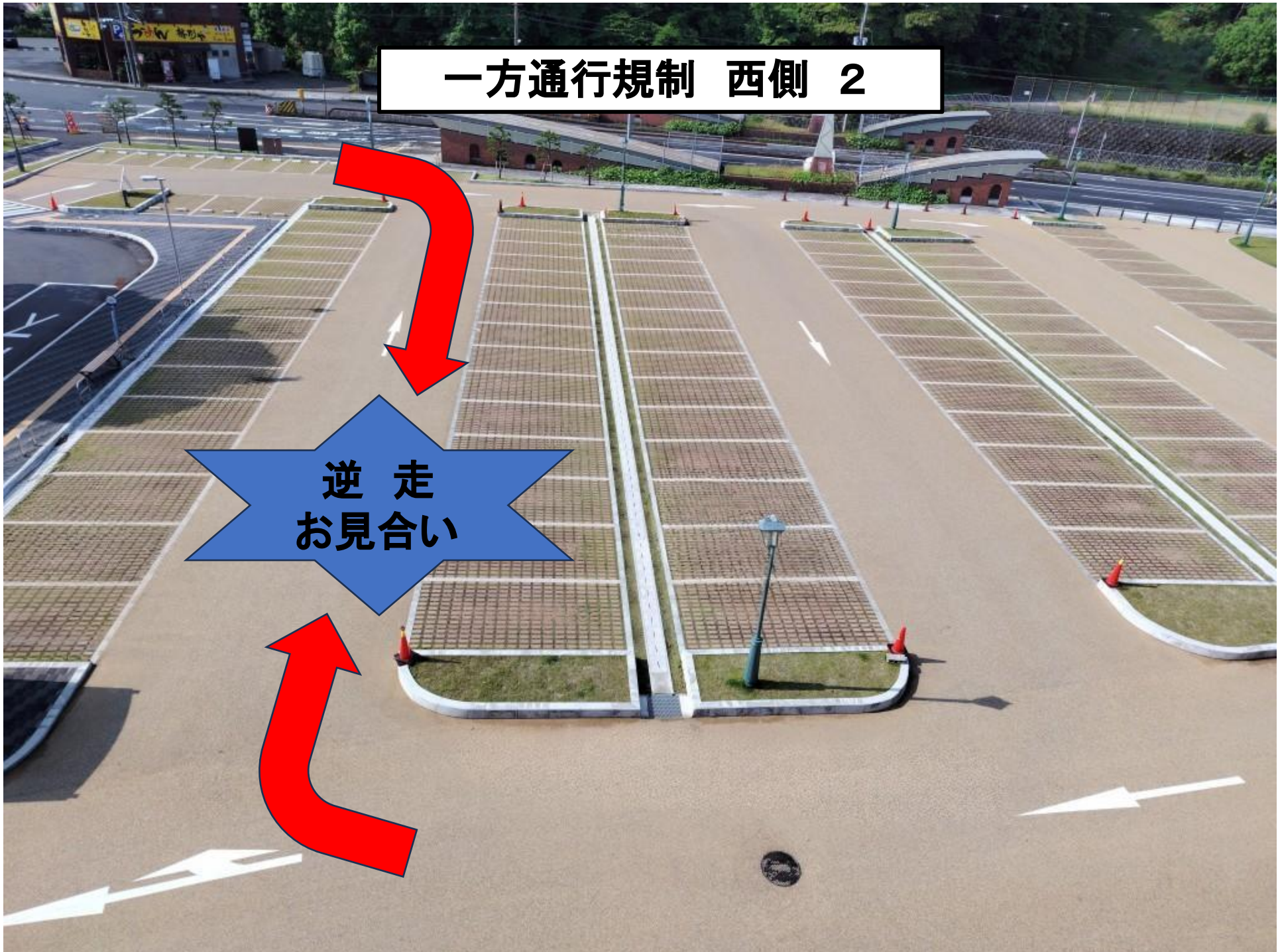

軽自動車専用区画　表示

資料　14

小さい

資料　15
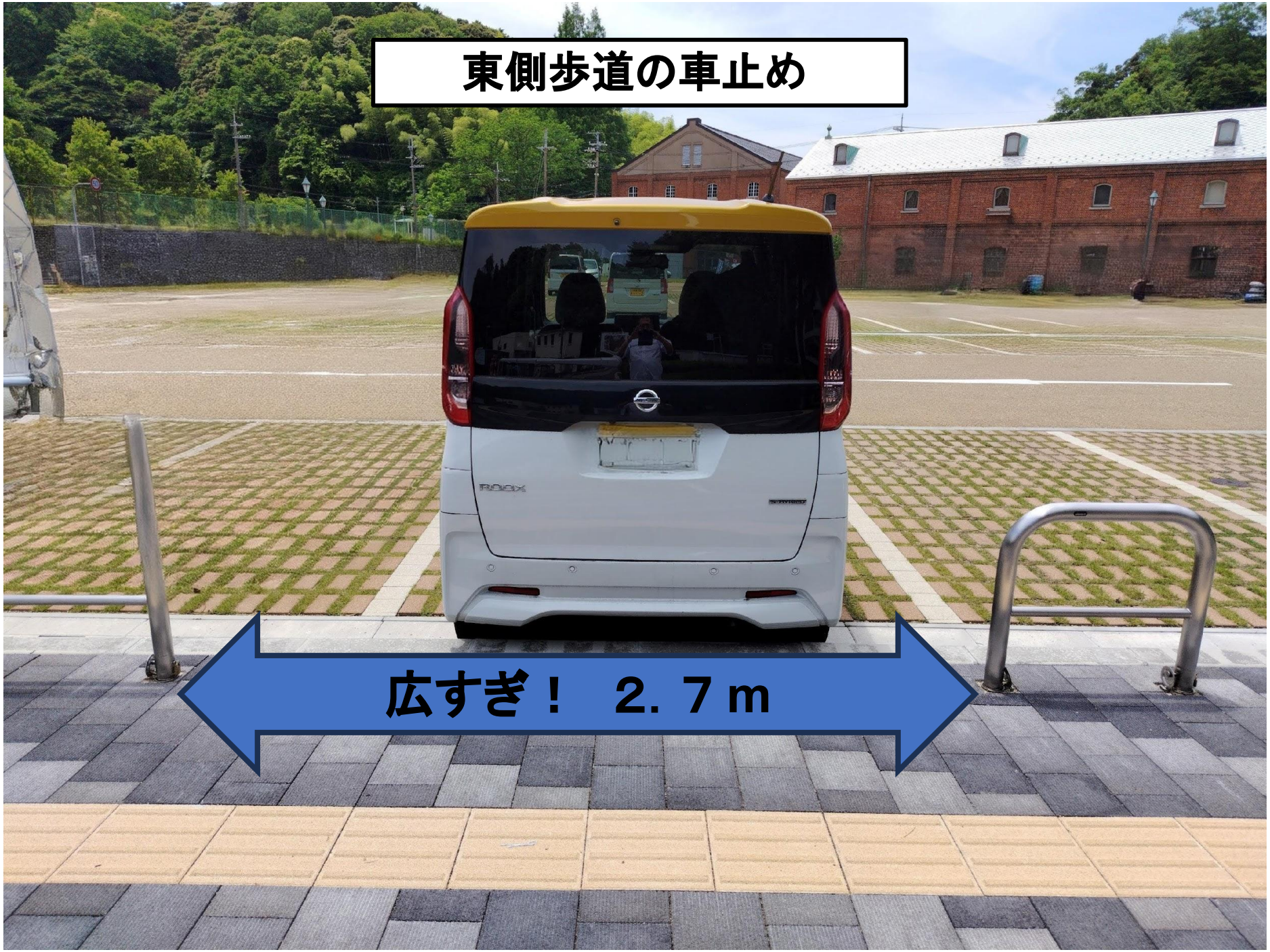
東側歩道の車止め